本書面および電気基本需給約款ならびにお客さまが適用を受ける電気個別需給約款の内容をよくお読みください。

2027年1月1日実施

価格重視プラン＋重要事項説明書

【お申込み時の注意点】

ご利用されていた他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えにつきましては、お申込み前に、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いします。特に、以下の点にご留意ください。

- **当社と新たに契約される場合、旧事業者との間で締結された電気需給契約が解除されます。旧事業者との電気需給契約の内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込み手続き後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。**
- **旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。**

価格重視プラン＋へのお申込みには、以下の各条件に適合している必要があります。各条件に適合しないと当社で判断した場合、契約をお断りさせていただきます。

・当社と代理店契約を締結しているLPガス代理店経由のお申込みであること。
・お客さまが、当社と代理店契約を締結しているLPガス代理店のLPガスを利用していること。

なお、すでにご契約中のお客さまにおいては、上記条件に適合していないと当社が判断した場合、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

1. お申込み方法

当社所定の方法によってお申込みしていただきます。その他、本重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに対し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合があります。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより電気需給契約のお申込みをいただいたものとします。また、上記条件すべてに適合していても、当社都合により、お申込みの受付およびお申込み受付後の契約の締結をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめご承諾いただきます。

2. 電気の需給開始

当社所定の方法でのお申込みの際に希望された日、または別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日とします。引っ越しなどを理由として新たに需要場所で電気の使用を開始したお客さまが、当社または他の小売電気事業者との電気需給契約の締結前に電気の使用を開始されていた場合の供給開始日については、他の小売電気事業者が需給開始日を指定した場合等を除き、お客さまが実際に電気の使用を開始した日とします。

3. 電気基本需給約款および電気個別需給約款

電気基本需給約款(以下「基本約款」といいます。)およびお客さまが適用を受ける電気個別需給約款(以下「個別約款」といいます。)（以下、「基本約款」、「個別約款」をあわせて「電気需給約款」といいます。）は、当社ホームページ（https://www.machi-ene.jp/）で閲 覧・ダウンロード可能です。

4. 料金

エリア毎の本プランの料金単価ならびに諸条件につきましては、別紙≪料金表≫をご参照下さい。

5. その他費用負担

お客さまは、当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法によりお支払いいただきます。詳細は、基本約款第 23 条をご参照ください。

6. 違約金

お客さまが基本約款第 24 条に定める項目に該当し、そのために接続供給にかかる料金の全部または一部の支払を免れたとして、当社が一般送配電事業者から、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該違約金に相当する金額を当社に支払うものとします。詳細は、基本約款第 24 条をご参照ください。

7. お客さまの申し出による解約等

お客さまの申し出により、1 年を経過する日より前に電気需給契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。詳細は基本約款第 29 条をご参照ください。

8. 契約電流または契約容量

お申込みいただいた契約電流または契約容量は、個別約款にてお客さまが適用を受ける契約種別にもとづき算定した容量とします。

9. 供給電圧および周波数

100 V または 200 V、標準 50 Hz または 60 Hz

10. 使用電力量の計量ならびに料金の算定

一般送配電事業者設置の記録型電力量計（スマートメーター）により 30 分単位で計量します。また、料金の算定期間は 、①電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合、②契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合、③計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回る場合を除き、「 1 月」を単位とし、計量された使用電力量を使用して、お客さまの契約種別に従い当社にて料金を計算いたします。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、個別約款第 4 条に従い、日割計算します。なお、計量器の故障等により使用電力量が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と当社との協議によって使用電力量を定め、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえて当社が使用電力量を決定します。

11. 各料金プランの終了

当社は、各料金プランの新規申込み受付を終了する場合があります。受付終了に際しては、あらかじめ当社が適当と判断する方法にて告知いたします。

12. 契約期間と契約の更新

当社との需給契約は電気供給を開始した日から起算して 1 年間といたします。
契約期間満了日に先だってお客さま、または当社どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に 1 年間、電気需給契約が更新されます。なお、契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する場合は、当社にその旨を通知していただく必要があります。ただし、引越しなどを理由に契約期間中にお客さまの申し出により契約終了を希望する場合は、あらかじめ 15 日前までに電話または当社会員ページで申し出をしていただきます。

13. 契約の更新時の説明および書面交付

当社は、契約の更新に伴う供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付に

ついては、以下の方法により行うこととします。お客さまには、これらの点については、あらかじめご承諾していただきます。

①供給条件の説明は、更新後の契約期間についてのみ行うこととし、その他の供給条件についての説明は行いません。また、当該説明の際は、契約締結前の書面交付は省略させていただきます。

②契約締結後に交付する書面には、当社の名称および住所、お客さまとの契約（更新）年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。また、当社は、上記各記載事項を、個別に通知する方法またはホームページに掲載する方法その他法令に従い当社が適当と判断した方法でお客さまに提供することをもって、契約締結後交付書面の交付とみなすこととします。

14. 料金等の支払方法および支払時期

支払方法は、原則としてクレジットカード払いまたは口座振替とします。なお、一定期間支払い方法の登録が完了していない場合、支払い依頼書発行手数料 550 円（郵便料金のほか当社の事務処理手数料を含みます。）をいただきます。また、当社は原則として、お客さまに対する領収書の発行は行いません。料金の支払時期は、口座振替については、計量日または検針日以降に計算する電気料金の請求日（以下「支払義務発生日」といいます。）から起算して 30 日以内に到来する 27 日とし、クレジットカード払いについては、支払義務発生日から起算して翌営業日とします。また、一般送配電事業者の請求に応じお客さまにご負担いただく費用等の支払時期は、都度当社が定める支払期日までとします。詳細は、基本約款第 17 条をご参照ください。

15. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった場合や、お客さまが電気料金を支払期日の経過後も支払わなかった場合は、当社は契約を解除する場合があります。その場合、当社は解除する日の 15 日前までに書面での通知をした上で、契約を解除いたします。詳細は、基本約款第 30 条をご参照ください。

16. 電気の供給に関してお客さまにご協力いただく事項等

当社はお客さまへ電気を供給するために、電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がある場合などのご連絡、必要がある場合の立ち入り業務などにご協力いただくことがあります。お客さまにご協力いただく事項の詳細は、基本約款第 20 条をご参照ください。

17. 契約締結時の説明および書面交付

当社は、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に基づく書面の交付（契約締結前書面）および同法第 2 条の 14 第 1 項に基づく書面の交付（契約締結後書面）については、遅滞なく、当社ホームページ上へ掲載する方法および当社会員ページへの掲載する方法ならびにその他法令に従い当社が適当と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。

18. 重要事項説明書または電気需給約款の変更

当社が本重要事項説明書または電気需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他法令に従い当社が適当と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他供給条件は、変更後の重要事項説明書または電気需給約款によります。

19. 契約変更時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付

本重要事項説明書または電気需給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、本契約変更前の書面交付および本契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、法令に従い当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合には法令に従い当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

③ 上記にかかわらず、本重要事項説明書または電気需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

20. 暴力団排除に関する事項

お客さまが、反社会的勢力に該当しないことなど、基本約款第 34 条第 1 項に定める事項および同条第 2 項に定める行為を行わないことについて表明および保証をしていただけない場合、当社はお客さまからのお申込みをお断りいたします。

21. 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客さまの氏名、住所、連絡先、供給地点情報などの個人情報を、電気の供給および関連サービスの提供に必要な範囲で取得・利用いたします。取得した情報は、法令に基づき、送配電事業者、電力広域的運営推進機関、提携事業者等と共同利用する場合があります。また、個人情報の安全管理のため、技術的・組織的な措置を講じております。個人情報の利用目的、第三者提供の範囲、安全管理措置等の詳細については、当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

プライバシーポリシー：https://www.retailenergy.co.jp/pdf/public/privacy/policy.pdf

22. お問い合わせ先

●小売電気事業者：ＭＣリテールエナジー株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号（新国際ビル 6 階）
登録番号：A0140
代表取締役社長：荒木　敬幸

●媒介業者　　：三菱商事株式会社、または本重要事項説明書末尾記載の通り

●お問い合わせ先：ＭＣリテールエナジーカスタマーセンター
電話　　：0570-200-767
受付時間　　：月～土 9 ： 00～17 ： 00（祝日、年末年始を除く）

クーリング・オフについて内容をよくお読みください。

クーリング・オフ

次のことは、電力販売の態様が「特定商取引法の訪問販売もしくは電話勧誘販売にあたり、お客さまにクーリング・オフの権利が付与される場合」のみ適用となります。

(1) お客さまが、特定商取引法で定める訪問販売もしくは電話勧誘販売でお申込みまたは契約された場合、本重要事項説明書を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録により無条件でお申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。その効力は、書面または電磁的記録を発信した時（郵便消印日付など)から発生いたします。

(2) 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。

(3) 前 2 項の場合は、お客さまは次のことが保障されます。

・損害賠償および違約金の支払を請求いたしません。

・すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。

・電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払った場合は、すみやかにその金額を返還いたします。

・お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更され、その原状回復が必要となる場合、お客さまは当社に対し、必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

(4) クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送、またはお問い合わせフォームよりご通知ください。

名称：ＭＣリテールエナジー株式会社

住所：〒100-0005　東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号（新国際ビル 6 階）

代表取締役社長：荒木　敬幸

お問い合わせフォーム：

https://contact.machi-ene.jp/input

媒介業者のお問い合わせ先

≪料金表≫

■ **東京電力エリア：価格重視プラン＋**

料金は、**定額料金（税込）(※1)＋{下表の区分に応じた電力量料金単価(税込) ×下表の区分に応じたご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量}＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量**とします。価格重視プラン＋では、電気使用量のお知らせを無料で発行、郵送いたします。まったく電気を使用しない場合は、定額料金内の基本料金相当額の半額を請求いたします。

		単位	区分	東京電力エリア単価(税込)
定額料金	基本料金相当額	1 契約	10 A	392.06 円
			15 A	588.10 円
			20 A	784.12 円
			30 A	1,176.18 円
			40 A	1,568.24 円
			50 A	1,960.30 円
			60 A	2,352.36 円
			1 kVA あたり	392.06 円
	固定料金		最初の 120kWh まで	3,582.00 円
電力量料金		1 kWh	120 kWh 超過 300 kWh まで	34.55 円
			300 kWh 超過分	35.55 円

解約金	なし	燃料費調整	あり	燃料費調整額の上限	なし

※1　価格重視プラン＋の契約容量 10 A～ 60 A、における定額料金は、以下の算式で算定します。
・1 契約あたりの基本料金相当額（税込）　＋　1 契約あたりの最初の 120 kWhまでの固定料金（税込）
まったく電気を使用しない場合は、定額料金内の 1 契約あたりの基本料金相当額（税込）の半額を請求いたします。
なお、お客さまへのご請求明細内訳では基本料金相当額と固定料金を合算し、「定額料金」と表記されます。

※2　価格重視プラン＋の契約容量が 6 kVA以上であり、かつ原則として 50 kVA未満の定額料金は、以下の算式で算定します。
・{ 1 kVAあたりの基本料金相当額（税込） × ご契約容量 } ＋ 1 契約あたりの最初の 120 kWhまでの固定料金（税込）
ただし、まったく電気を使用しない場合は、上記「1 kVAあたりの基本料金相当額（税込）　×　ご契約容量」の半額が発生し請求します。
なお、お客さまへのご請求明細内訳では基本料金相当額と固定料金を合算し、「定額料金」と表記されます。

≪燃料費調整≫

燃料費調整とは、原油・液化天然ガス・石炭価格の変動を毎月の電気料金に反映するものです。各月に適用する燃料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映します。

1.　燃料費調整単価

燃料費調整額に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（別表2）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の計算式で計算します。なお、当社の燃料費調整単価には、上限設定がありません。また、基準単価（銭）は別表 3 に定めています。

(1) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合
・燃料費調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）×基準単価／ 1,000
(2) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合
・燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準単価／ 1,000
※燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2.　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき計算されます。※平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

・平均燃料価格= A × α + B × β + C × γ
A =各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
B =各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
C =各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格
α、β、γ=別表 1 に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットルあたりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円となり、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

別表1：燃料費調整単価算出係数

α	β	γ
0.0048	0.3827	0.6584

別表2：基準燃料価格

基準燃料価格
86,100 円

別表 3：基準単価

基準単価	
1 kWh につき	18.3 銭

※上記価格は消費税等相当額を含みます。